

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

第2回新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ

会議録

日時：令和3年10月12日(火)16:00～17:00

場所：神戸市教育会館 501会議室

開会、あいさつ、委員長の指名、委員紹介、別冊資料の説明については省略するとともに、事務局等の説明内容や各委員等の発言内容は一部要約しています。

○座長

それでは、次第に従いまして議事を進めて参りますので、議事進行についてご協力をよろしくお願いします。まず、協議事項の「ワーキンググループとしての提言のとりまとめ」です。

7月20日開催の第1回受動喫煙対策検討委員会や9月7日開催の第1回ワーキンググループでの皆様のこれまでの発言から、全員異論なく、今後取り組みが必要だと思う項目をとりまとめております。これを今回皆様にご協議いただき、ワーキンググループの提言として、次回11月以降に開催される検討委員会へ提出してはどうかと考えております。それでは事務局からご説明をお願いします。

○事務局

資料1をご覧ください。新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループの提言書案としてまとめました。これについて説明したいと思います。

まず基本方針として、喫煙により新型コロナウイルス感染症の感染によるリスクが高まる事や、重症化のリスク因子である事が指摘されております。また新型コロナの感染症の感染拡大により、新たな働き方であるテレワークの導入が進むなど、県民を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、今後もこの動きが

止まることはないと考えられる。については本県の受動喫煙対策についても、今後の「ウィズ&ポストコロナ社会」に向けた新たな取組が必要である。

2、提言といたしまして3つの項目を挙げております。それぞれにつきまして前回のワーキング会議で出た意見と併せてご説明いたします。

先ず1つ目のテレワークに対する取り組みですが、ワーキングの時には野村ホールディングスは、就業時間内は在宅勤務を含めて全面禁煙という事を打ち出しております。このことから在宅での喫煙について考えてもらうよい機会になったのではないかと意見がありました。そういうことを踏まえまして提言の(1)としまして、場所や時間にとらわれない新たな働き方として普及が進んでいるテレワーク(在宅勤務、モバイルワーク、ワーケーション、サテライトオフィス勤務などを含む)実施にあたっては、喫煙対策を考慮した取組が必要である。

資料1-1をご覧くださいませでしょうか。テレワークと喫煙に対して啓発資料の案を作ってみました。提言にもありますが、多くの官公庁や企業でテレワークの導入が進んでいます。その中で受動喫煙を増加させない取り組みが必要である、と言う文言と、テレワークとは、ということで、テレワークにはここでは4つの形態があると言う説明のイメージ図を示しています。その下には例として官公庁や企業で必要な取り組み例として挙げております。

- ・勤務時間内の全面禁煙
- ・在宅勤務時は休憩時間も居宅内では禁煙
- ・禁煙治療の補助・喫煙所の見直し

などを挙げております。

資料1にお戻りください。2つ目の提言です。兵庫県としての取組です。1回目のワーキング会議の時の意見として、兵庫県の自分たちがやらないと民間はついてこない、たばこを売りつつ対策をするのはどうなのか、市町の取組を整理する、県全体でのレベルアップを図る、といったような意見がありました。

それらを踏まえた提言ですが、兵庫県は、受動喫煙対策について指導的立場にあることから、より一層の率先的な取組みが求められる。庁舎内の特定屋外喫煙所の設置を見直し、敷地内全面禁煙とすること、職員の勤務時間中(在宅勤務を含む)の喫煙について制限すること、庁舎内でたばこを販売しないこと、を挙げています。

3つ目の新型コロナウイルス感染症に対する取組みです。喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクを高めることなどについて、幅広く県民の理解を深めていくことが必要である。一般県民に対する取組みと喫煙所に対する取組みを区別して書いております。アの一般県民に対する取組みでは前回のワ

ワーキングの意見として、喫煙がコロナ重症化リスクになることについて、強い啓発が必要、マンションなど住民から苦情がある事をはっきり伝えるべき、妊婦は喫煙してはならないことが十分啓発されていないとの意見が示されました。それらを踏まえまして、広報媒体を活用して広く周知啓発を行うこと。また、特に受動喫煙が増加しやすいマンションや居宅などに対しては、より積極的に啓発を行うこと、と提言しております。

この喫煙所に対する取組みについてですが、前回のワーキングでは緊急事態宣言下では厳しい規制が必要、喫煙所がリスクの場所である事の啓発、民間が設置しているものは要請に留まると思う、といった意見などを踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、喫煙所は閉鎖するなどの対応が必要であること。設置者は、設置の必要性について、この機会にあらためて検討を行うべきであること。感染リスクの高まる喫煙所については、一定のガイドラインにより運用していく必要があることを提言しております。

喫煙所のガイドラインにつきましては、別案としまして資料1-2をご覧ください。施設管理者へのお願いと喫煙所利用者へのお願いということに分けてガイドラインを示しております。管理者に対しては、新型コロナウイルス対策として喫煙所の一時閉鎖を推奨する。施設の状況に応じて人数制限若しくは密度制限を設ける。

利用者に対しては、混雑時又は風邪症状のある場合、喫煙所の利用を控える。喫煙所入口に体温測定器、アルコール消毒を設けることが望ましい。喫煙所利用前後の手洗いや手指消毒を徹底する。ライター、ポケット灰皿などの貸し借りをしない。喫煙中は会話をしない。人との距離を保つ（1m）。喫煙をしているとき以外はマスクを着用する。喫煙所滞在時間を極力短くする、というようなガイドラインとなっています。

続きまして資料3をご覧ください。前回のワーキングで意見が出ました市町の一般庁舎・議会における受動喫煙対策等の実施状況について調査を行った結果を示しておりますのでご覧ください。参考に、前回お示ししておりますが兵庫県の結果も挙げております。以下、県内の41市町の状況を表にしております。

先ず一般庁舎・本庁舎の喫煙実施状況です。敷地内禁煙を実施している市町は9市町ありました。建物内禁煙を実施している市町は31市町となっております。建物内禁煙ですが今後敷地内禁煙を検討するところが31の内3市町ございました。

次に喫煙場所を書いておりますが、喫煙場所についてコロナで閉鎖しているかどうかについても質問しております。41市町中、コロナで閉鎖と答えていた

だいた市町が1つだけございました。西宮市が喫煙場所2カ所中2ヶ所ともコロナで閉鎖しているという回答がありました。

それからこの喫煙場所の回答の中で、1点訂正がございますので訂正願います。40番の香美町ですが、テラス・ベランダの喫煙コーナー2カ所と書いております所を1カ所に訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、勤務中の喫煙について調べたところ、「勤務中の喫煙を禁止している」のが17市町でした。「自粛・節度ある喫煙」と答えた所が16市町でした。「規定が無い」のが7市町となっております。勤務中の禁止のところと禁煙実施状況を並べて見たのですが、建物内禁煙と回答した市町の内、勤務中は喫煙禁止と言っている所もありましたし、反対に敷地内禁煙であるが、勤務中の喫煙について「規定がない」もしくは「自粛」という回答が3市町ありました。

それから、たばこの販売をしているかいないかという事で、販売している所が11市町、販売していないが29市町でした。

次にその横には、議会棟フロアの喫煙状況の回答になっております。議会棟で敷地内禁煙をしている市町は12市町ありました。一般庁舎は建物内禁煙ですが、議会棟は敷地内禁煙と言う所が3市町ございました。

議会棟の建物内禁煙は28カ所となっております。

あと参考ですが、勤務中の喫煙の規定について聞きましたが、休憩時間の喫煙の規定について聞きましたところ、「自粛」という回答が9市町、「規定がない」が31市町でしたので併せてご報告いたします。

私からの説明は以上です。

○座長

ただ今、説明いただいた内容をもとに、検討委員会へ報告してはどうかと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。忌憚のないご意見をお願いします。もちろん、事務局の説明内容についての質問、確認やご意見についても、いただければと思います。まず、どうですか。

○委員

今回のアンケートの問3、問4、私達の県庁などの主要な自治体の調査では100%周知されておりましたが、今回の回答ではいかがだったでしょうか。たとえば、特定屋外喫煙所を設置することを推奨するものではない、という健康局長通知が、都道府県とか159の自治体を調査した所、100%周知されていません。知っているにもかかわらず特定屋外喫煙所を残している所が今も60%近くある。ですからこの局長通知をきちんと周知して、それでも喫煙所を残すの

か？、敷地内禁煙を実施しない理由は何なのか？、を聞くと良いのではないかと
思っています。以上です。

○座長

わかりました。それでは他の方、ご意見ありませんか。

○委員

少しお聞きしたいことがあって、資料1-1のテレワークですが、一般企業
などいろいろあって、兵庫県、行政の場合は在宅勤務しかないのですね。例
えばワーケーションなどやっている人はおられないのですか。県庁の方で。

○事務局

県庁では在宅勤務とサテライトオフィスをいくつか整備しております。

○委員

わかりました。そうすると資料1-1の下のところ、官公庁のところの2つ
目は、禁煙という言葉を使っておられますが、資料1の方は禁煙ではない。特
に在宅勤務とわざわざ入れて、在宅勤務でなくてもいいんじゃないのかと。い
ろんなところでの勤務中という概念ならば、在宅と入れる必要は兵庫県の場
合、特に入れる必要はなかったのではないかと思います。資料1と資料1-
1の字面を合わされた方が、一方で禁煙と言い切っているのに、他方では禁煙
と言ってないと思いました。

○委員

資料1の書きぶりのところですが、9月24日に文化庁が新型コロナの関連
用語をめぐる世論調査の結果を発表している。この中で、例えば、クラスター
とかソーシャルディスタンスとかの用語が生まれましたけれども、いったい一
般の方がどこまで理解しているのか。「ウィズコロナ」については、調査のう
ちのこのまま使った方が良いというのが3割ということで、ほとんどの人が使
わない方が良い、補足した方が良い。ソーシャルディスタンスにしても4-6割
くらい、クラスターに至っては5割くらいの方がそのまま使わない方が良いと
いうことで、文化庁調査に基づくと、資料1の基本方針の中の「ウィズ&ポス
トコロナ」ですね、この提言書は一般の県民にも公表されると思うんですが、
老若男女、皆さんに理解してもらうために、「ウィズ&ポストコロナ」この辺
を説明すれば良いのではないかと思います。

例えば、新聞でみましたら、「ウィズコロナ」はいろんな言い方をしているが、「医療崩壊を起こさない程度にコロナと共生する」、多分ポストコロナというのは「コロナ収束後の社会」で、括弧書きを入れた方が一般への理解が浸透するのではないかと。

その関連ですが、2の提言の(1)テレワークに関する取組みですが、この在宅勤務・モバイルワーク・ワーケーション・サテライトオフィス勤務ですが、私も在宅勤務をできるだけ取り入れている方ですが、わかっているつもりですが、モバイルワークとワーケーションとサテライトオフィス。

モバイルワークはすべてのことを指すのではないかと思うのですが、この辺が私自身も理解できていなくて、補足で説明した方が良いのでは。

モバイルワークとは、携帯電話とかで離れたところで仕事をするということで、在宅勤務、ワーケーション、サテライトオフィスもモバイルワークの範疇に入るのではないかと思ったりするので、理解が違うかも知れないが、こういうところは一般の方が解りやすいように、ついていけるように工夫した方が良いのではないかなと思ったのがこの資料1の意見です。

資料1-2ですが、これも書きぶりなんですが、喫煙所利用者へのお願いのところ、人との距離を保つ(1m)とあるが、気になってこちらへ来る前に、厚労省のホームページを見たら、そのなかで「新しい生活様式の実践例」というのがあって、厚労省が書いているのが「できるだけ2m、最低1m」と。この1mを採用したのはどういう理由なのかが1つ疑問に思ったところです。この2点です。

○事務局

最低1mのところを採っているんです。

○委員

2mでもよさそうな。結構2mと書いてあるところも多いですね。

○委員

自治体の立場ですので、我々としても、川西市は、比較的優秀ではないかなと思うんですが、それでもたばこの販売とかそういったところを改めて改善するべきところがあるのではないかなとは思っています。

ですので、兵庫県として、県庁として当然働きかけるということは、率先して実施していただくことはマストだと思うのですが、もう一方で、やはり我々地方公共団体やそれに準じる公共的な団体に対しても、一定、こういったことをしっかりと働きかける、要請する、こういったことを一緒に取り組んで行こ

うということをメッセージとして出す、というのは有り得ることかなと思っています。

ただ通知というものは、なかなか行政、各自治体によっては各職員組合との協議の中で、こういったことを決めてきたという自治体が多いと思いますので、何月何日までと言われると、なかなか難しいかも知れませんが、こういう今ひとつの大きなコロナをきっかけにして、更に今までの取組を一步二歩前に進めて行こうというようなメッセージということで、前向きに受け止めたいなというふうに思っております。

特にそういう意味で、私も異論があるものではありませんし、自治体としてもしっかり取り組んでいかなければいけないと意識しています。

○座長

前向きに取り組んでいこうということだと思います。

○事務局

まず、県が見本を示して、市町をお願いしていくというスタンスですね。

○委員

はい。そういう意味でおっしゃる通り、やはり率先垂範というか、県がルールを作って、市町一緒にやろうというからには、県に喫煙所がある状況では、我々も職員を納得させることができませんので、そういった意味で皆でやろうよ、というメッセージを県が積極的に出していただくというのは、市長会としても歓迎したいなと思います。

○委員

今、川西市長さんがおっしゃられた、すごく一県民として賛成しております、県が先ずきっちり決めた後で、市長会などで是非この一覧ですよね。全市町の状況がわかるものをしっかり見て、全市長さんに自分のところが遅れているとかをしっかりと先ず理解してもらいたいと思います。私が住んでいる芦屋市がこんな状況だったことを知って、少し恥ずかしく感想としては思いました。

次に、資料1ですが、前回に気が付かなかったというか、今頃になっていうのですが、この提言書のワーキンググループの名前ですが、「新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループ提言書案」となっておりますが、あくまで、もちろん私も基本的には禁煙を重要視して、そこが一番大切だということとはわかっていますが、検討委員会としては受動喫煙を防ぐということであれ

ば、ここは受動喫煙になるのではないかと、というふうに思ったのですが、その辺りは皆さんいかがお考えなのかと思いました。それが1点です。

それと、もう一つ、資料1の提言のところでのテレワークに対する取組のところですが、いろんな働き方があるなかで、「喫煙対策を考慮した取組が必要」とあるが、ここはもうちょっと踏み込んで、例えば企業であったら社長や団体の長がしっかり取り組まないといけないというような主語みたいなかたちが入った方が良くはないのかなと思いました。以上です。

○座長

言葉の使い方で、受動喫煙としたほうがいいのかということでした。これについてどうですか。

○委員

野村ホールディングスなどの資料も後で出てくるということは、喫煙後の呼気に45分間、有害物質が入っているという三次喫煙の事も含めて、現在の会議の名称を「新型コロナウイルスと受動喫煙・三次喫煙に関するワーキンググループ」にした方がより良いのではないかと思います。民間の企業では、就業前45分間の喫煙禁止という措置がイオングループなどの大企業でも始まっています。

資料1-1ですけれども、「この機会をとらえ」と言うのは、改正健康増進法が施行されたことを指していると思いますが、それを具体的に「望まない受動喫煙」をなくす取組が法律で求められたことを掲載すると解りやすくなるのではないかと思います。以上です。

○座長

受動喫煙の他に三次喫煙もいれるということについて、何かご意見は。委員、三次喫煙について、それでいいですか。

○委員

専門家の先生のご意見なので良いと思いますが、私自身も三次喫煙という言葉が正直、まだピンとこない状態なので、さっきおっしゃられたように、三次喫煙とはどういうものなのかを説明しておかないとわからないかなと思います。

○委員

三次喫煙に関する記載は、平成20年2月の健康局長通知に「残留たばこ成分」という言葉で厚労省の報告書に記載されています。現在では「三次喫煙」が一般的になりました。英語論文ではサードハンドスモークという注釈を入れると一般の人にも解りやすいのではないかと思います。厚労省では10年前から使われておりますので。

○委員

私も賛成です。

○委員

私は性格的にタイトルは少ない方が好きなので、長くなるのは嫌いなんですけど、皆さんが良いということなんで。

座長

では、委員はどうですか。

○委員

そうですね。三次喫煙について私もピンと来ないので、文章の中にきちっと説明を入れないと理解できないと思います。

○委員

「望まない受動喫煙」に加えて、「三次喫煙」も防止しましょうと入れると良いと思います。

○委員

そうですね。ワーキングが始まってから我々もちょっと難しいなど。行政の立場が一番わかるので、事務局が困っているというのが。事務局立場で。

ただ、どういふかですが、委員がおっしゃっていただいたように、受動喫煙防止という、あくまで望みとしては禁煙をしてほしい、健康になってほしいということですけど、自己責任の部分より、先ずは望まないかたちを防ごうというのが、条例の趣旨での一番のスタートですので、受動喫煙の言葉が入れば、後は事務局と座長にお任せするという事でまとめたらどうかなと思います。

○座長

はい、わかりました。じゃあ、そういうことでよろしいですか。あとは任せてもらおうということにします。

○委員

県の取組と書かれたんですけど、現実の問題的に県職の方の人数も多いから、8ヶ所一斉に一気に閉鎖されるのか、逆の言い方をすると、無いから外へ出て行ってしまう可能性もあって、やめると言うのは簡単なんですけど、実際吸ってる方々にとってみたら、対策的なこと、ここに書く必要はないでしょうけれども、今後の取組みたいなもの、一方では、資料1-1のほうでは受動喫煙への取組が書いてあるんですが、ポンと放られたような感じで、いつからという日は書いてないんですけど、そのへんはどういう方向性で行われるのか、決まってないんでしょうけれども、もしあったら教えてください。

○事務局

前回のワーキングの時から聞いていて、やはり兵庫県として先頭に立って何かしなければいけないというのは皆さん共通の理解だと思っています。それをこのワーキングの意見、そしてこれからは、検討委員会の意見として県へ提出することによって、県庁内の動きも一歩進むのではないかなと考えておりますので、今の時点で何処まで可能かというところは、わかりません。前に進もうという意識のための意見として、提言していただけたらと思います。

○座長

私もうっかりしていたんですけど、これを見ていただくと、兵庫県は建物内禁煙で、敷地内禁煙というところが9市町もあるんです。もっと早くに対処すべきだったと思って反省しています。受動喫煙防止条例を日本で2番目に作った兵庫県としては、遅れていて恥ずかしい。

○事務局

事実として、県内の市町の状況がはっきりわかっているなかで、県としてどうするのか、大きな課題を突き付けられている気がします。

○座長

いや、これを大きな課題というのは恥ずかしい。神戸市も敷地内禁煙で、大阪も東京も敷地内禁煙になっている。やらないと、これはもうしょうがない。

○委員

まあ、個人情報的な問題があるが、何人吸われているか。

○座長

あまり細かくやらず、一気にやっつけていいと思います。

○委員

事務局の皆さんは私にとっては知らない間柄でもありませんし、なかなか言えないのは、庁舎管理や職員団体との話し合いというのもおそらく必要だと思いますので、なかなか、事務局として「やります」と言うのは、縦割りで大変申し訳ないのですが、事務局としての管轄を超えてしまうので、言えないのは言えないのだろうと思いますが、そういった意味で、我々がそういった提言をしてあげないと、健康部局からとしては、職員課、人事担当や職員担当とは、お話もできないんだろうと思います。少し甘いかもしれませんが、唯一付け加えるとすると、実施にあたって、しっかり職員との話し合いをすることか、理解を求めることとか、そういったことがあると少し、事務局としては「一方的に決めて」と言われずに、スタートを切りましようと言えるのではないかと思う。

ただ一方で繰り返しになりますが、事務局としては、各自治体にこういうことをしておいて、リストを見たら兵庫県庁が一番遅れているということは、正直説明がつかないのでということで、施設担当や人事担当にしっかり協議をしてほしいということで、どこかの時間を決めていく、年内か年度内か、取り組んでいただくというのが現実的かなと思っております。ちょっと逃げ道を作った感じで申し訳ありませんが。

○座長

たばこの販売も、これもちょっと恥ずかしい感じです。

○委員

申し訳ありません。たばこは本市も売っており、自動販売機が私もあんまり詳しくないのですが、場所によっては違うんですけど、そこが管理が場合によっては、うちで言うと、売店は婦人共励会がやっているとか、市が直でやっている部分ではない可能性がありますし、その自動販売機との契約期間がどうかとの問題もありますので、そこも含めてキックオフをちゃんとしようと、今までこういうことを避けていて、アンタッチャブルにしていたのを、あらゆ

る自治体でちゃんとお話をしましょうということをしっかりとって、記載をしていただければ、良いのではないかと。

もしかしたら、場合によっては、例えば3年間の契約であれば、後2年はしなければいけないなどがあるかも知れませんが、そういった感覚は持っていますが、こういう一覧表になったので、私自身も職員課と調整したいなと思います。

○座長

たばこの販売に関しては、29市町がなしで、ありが11市町と、ほとんどないにもかかわらず、県が販売している。これも恥ずかしい。

○委員

前回は発言しましたが、売店は業者が運営しているので、タバコ販売をやめることについて反対されがちです。しかし、たばこは売上額は大きいのですが、利益は1割しかない商品です。額に惑わされず、利益率で考えてくださいと。兵庫県でも、29市町はたばこを販売していません。例えば、産業医科大にもコンビニが2ヶ所入っていますが、たばこは売っていません。学校や病院のコンビニ、組織の性格によっては、たばこを販売しないコンビニがたくさんある、ということをご説明いただけないでしょうか。

○座長

尼崎総合医療センターではもちろん、たばこを販売しておりません。

○委員

産業医科大学では1978年の開学から30年くらい、生協や病院の売店でたばこを売っていました。私もそこで買っていました。それが2000年代半ばから、たばこ販売を中止したんです。その流れが今、自治体にもやってきた、と売店業者に説明されると良いと思います。

○座長

そういうことでいいですか。

○事務局

はい。

○座長

知事としゃべろうと思っています。一応そうでないとたばこの販売とか、いろいろ問題がありますので。

○委員

私から質問ですが、新しい知事は喫煙対策に対してどういう姿勢なんですか。前の知事はこの件に対してすごく積極的な方だったですね。

○座長

私が理解している限りでは、積極的だと思います。ただあまり、こういう具体的なことはしゃべらなかったの。私自身は今回のアンケートや調査をして、現状をよく認識できましたので、対応させていただこうかなと思っています。では、この程度でいいですか。

○事務局

前回のワーキンググループで、広報啓発物についてご意見をいただいたと思いますが、そちらにつきましては事務局の方で改善案を考えているところです。事務局だけではなく、県庁の広報部局とも調整しながら進めておりますので、今後できましたらご紹介したいと思いますので、今日の会議では割愛していただきたいと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○座長

それから、資料1-1を見ていただけますか。1番大事なところは、「在宅勤務時は休憩時間も居室内では禁煙」と入れさせてもらったんですが、ヤフーニュース、野村ホールディングス、清水建設とかです。居宅勤務時については今のところ書かれてないので、「在宅勤務時は休憩時間も居室内では禁煙」ということは、兵庫県が初めてということになります。そういうことでよろしいですか。

○委員

いいです。

○委員

はい。

○委員
(いいです。)

○委員
(いいです。)

○委員
昼休憩をどうするのが、わかりにくいと思ったのですが。就業時間中はどこにいても禁煙とかでもいいかなと。それから職場に臭いを持ち込まないという視点を強調することも。

○事務局
資料1-1の下の四角ですけれども、修正を加えまして。先生の資料は古いままで、「就業時間内」ではなく「勤務時間内の全面禁煙」に昨日、修正したところです。

○座長
今回の目玉の1つということで、やらしていただきたいと思います。それから他に何かありますか。

○委員
私の前のバージョンで、「喫煙所の見直し」と「禁煙治療の補助」というのは順序が逆がいいと思います。各項目は一行に収め、縦に揃えて見栄えが良くなると思います。2行になると読み難いと思いました。

○事務局
ありがとうございます。

○座長
委員、何かありますか。

○委員
すみません。私だけかもしれませんが、資料1-1の、多様な働き方と必要な取組例の四角の間に「かける(×)」になっている。確かに「かける(×)」なんですけど、見方によってはバツに見えないかなとちょっと思っまして、「プラス(+)」でも別にかまわないんじゃないかなと。

○座長

私も、バツに見えて気になっていました。

○事務局

なくてもいいですね。

○座長

ありがとうございました。修正いたします。あと、委員、よろしいですか。

○委員

特に、私もあれはバツと思ってましたので。バツと思って納得してましたが、なんか、趣旨が違うようですので、訂正いただいて。後はセンスありませんので、事務局にお任せします。

○委員

1番最初の人に言ったんですけど、私の理解が間違っていたら訂正していただきたいのですが、モバイルワークとは全体像を指すのではなかったでしょうか。ここにモバイルワークを入れていいものかなど。もしかしたら、僕の勘違いかもしれませんが。

○事務局

調べます。テレワークの定義を調べていたんですけど、もう一度確認します。

○委員

モバイルワークは、例えば、移動中に喫茶店とか電源使える所で働くようなイメージでしょう。サテライトワークというのは、東京に本社があって、新宿あたりに社員だけが集まれるようなイメージでしょう。私もコロナ以前、出張が多かった頃、移動中の新幹線や飛行機の中で仕事していた状況が、モバイルワークでしょう。待合室や喫茶店などでちょっと座ってメールの処理することがモバイルワークだと思います。

○事務局

テレワークの概念図につきましては、先ほど委員もおっしゃったように、モバイルワークとはイラストのイメージの通り、喫茶店やオフィスなどでポケット Wi-Fi などを使って仕事をするというイメージで、モバイルワークの説明が

文献にありましたので参考にさせていただきました。

また、ワーケーションにつきましては、イメージが少し分かりづらいかも知れませんが、いわゆる避暑地などで、例えば午前中は避暑地で仕事をする、午後は年休を取ってバケーションを楽しむ、そういった働き方の概念としてワーケーションという定義があると理解しています。ただ、テレワークの概念も幅広く、また、未だ概念が固まっていない部分もあると思いますので、再度確認して提案させていただきたいと思います。

○委員

ワーケーションはワークとバケーションの造語です。東京にオフィスのある人が沖縄で1ヶ月くらい過ごしながらパソコンでできる仕事をする、自分がすべき仕事をして、そのあとは海で泳ぐ、というようなイメージがワーケーションだと思います。

○座長

わかりました。事務局の方で調べてください。

○委員

言葉と絵が少し離れていたり、ワーケーションが喫茶店のほうに近づいていたり。最終的には修正した方が良いでしょう。

○座長

では、調べて、確認した後、各委員にも送って、了解を得てもらうようにします。

今いろいろ宿題もいただいたので、それを事務局で提案させていただきます。それではそろそろ終了ということですが、今言われたことについてきっちり対応させていただきたいと思います。後は事務局と私に一任ということでしょうか。

○委員全員

(了解)

○座長

ありがとうございました。修正後の文案につきましては、こちらも責任をもって確認させていただき、事務局からみなさんに送らせていただきます。

最後に、その他ですが、何かありましたでしょうか。何もないようであれば、本日予定しておりました内容は以上となりますので、進行を事務局にお返しします。

○事務局

本日は本当にお忙しいところお集まりいただきまして、また貴重なご意見も賜りまして、ありがとうございました。また事務局への様々なご助言ありがとうございました。それではこれもちまして、本ワーキンググループを終了させていただきます。

なお、本ワーキンググループの審議については、本日で終了となります。皆様には本当にお忙しいところ、審議についてご協力いただきありがとうございました。次回、本ワーキンググループでの報告も兼ねた第2回受動喫煙防止対策検討委員会の開催を、11月に予定しております。後日日程表もお配りいたしますので、期限までに事務局あてお送りいただきますようお願いいたします。

先ほどご指示いただきました内容につきましても、それまでにそれぞれ配付させていただいて、ご確認いただけるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。本日は本当にお忙しいところ、ありがとうございました。